

1 趣旨

- 子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）を策定することとされています。
- その計画の中では、次のことを定めるとされています。
  - ◆教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
  - ◆量の見込みに対応する提供体制の確保の内容（以下「確保策」という。）及び実施時期
- 市町村は、計画策定にあたり、保護者に対する利用希望把握調査（以下「ニーズ調査」という。本市では平成25年度に実施した「川崎市子ども・子育て支援に関する調査」に当たります。）を行い、現状やニーズ調査を踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を推計し、具体的な目標設定を行うことが求められています。

2 量の見込みの算出項目（対象事業と対象年齢）

計画では、「教育・保育提供区域」ごとに、「量の見込み」の算出を行います。  
 なお、本市の「教育・保育提供区域」は、区役所単位で様々な手続きや相談窓口を設けていることを踏まえ市民にとって身近である行政区とします。

(1) 国の手引きに準ずる「量の見込み」の算出項目

行政区ごとに下記の事業について「量の見込み」を算出します。

「量の見込み」の算出項目

対象事業		対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園）1号認定 <専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭>	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園）2号認定（特例施設型給付（2号）対象） <共働きであるが幼稚園利用のみの家庭>	3～5歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）2号認定	3～5歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）3号認定	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳 ※本市では0歳から5歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳
		0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、 4～6年生

(2) 市独自の「量の見込み」の算出項目

小学校就学子どもに係る「量の見込み」の算出にあたって、本市では、小学校就学子どもの保護者に対してニーズ調査を実施しているため、その調査結果を活用しています。（対象事業の「5」、「9」、「10」）

また、対象事業「7」の地域子育て支援拠点事業（本市では、地域子育て支援センター事業）は、国の手引きでは0歳から2歳までとなっていますが、本市では実情に合わせ0歳から5歳までを対象に「量の見込み」をしています。

（左記の表「量の見込み」の算出項目参照）

3 家庭類型の分類

(1) 家庭類型の種類

手引きでは、ニーズ調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を分類することとされています。家庭類型の種類は、次のとおり、タイプAからタイプFの8種類となっています。

この家庭類型ごとの児童数等の合算が「量の見込み」となります。

表 家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム （就労時間：月 120 時間以上＋短時間認定の下限時間～120 時間の一部）
タイプ C'	フルタイム×パートタイム （就労時間：短時間認定の下限時間未満 ＋短時間認定の下限時間～120 時間の一部）
タイプ D	専業主婦（夫）
タイプ E	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月 120 時間以上 ＋短時間認定の下限時間～120 時間の一部）
タイプ E'	パートタイム×パートタイム （就労時間：いずれかが短時間認定の下限時間未満 ＋短時間認定の下限時間～120 時間の一部）
タイプ F	無業×無業

C' と E' は、「幼稚園を利用し、保育所または認定こども園のいずれも利用を希望しない」または「幼稚園、保育所や認定こども園等の定期的な教育・保育事業の利用をしておらず、保育所や認定こども園等の保育事業の利用を希望しない」家庭

⇒幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される家庭

(2) 短時間認定の下限時間

新制度においては、保育の必要量を認定することになります。その認定について、「標準時間」（主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当）及び「短時間」（主にパートタイムの就労を想定）の2区分を設けることとなります。

「短時間」の認定は、保護者の月の就労時間が市町村の定める下限時間以上120時間未満にあたる家庭を対象とします。

この下限時間について、市町村は48時間から64時間の間で定めることとなっており、本市は、現行（入所要件 月16日以上かつ1日あたり4時間以上の就労）を踏まえ、「64時間」で「量の見込み」を算出します。

4 家庭類型の算出結果

手引きでは、ニーズ調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を分類することとされ、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保策を定めることになっています。

そのため、「パートタイムからフルタイムへ就労形態を変える意向がある」、「無業からパートタイム就労をする意向がある」など、潜在的なニーズを反映させた家庭類型を導き出し、この潜在的な家庭類型を基に「量の見込み」を行います。

(1) 就学前子どもの潜在的な家庭類型の算出結果

本市のニーズ調査に基づき、潜在的なニーズである「パートタイムからフルタイムへの意向」及び「無業からパートタイムへの意向」などを反映させた「潜在的な家庭類型の結果」は、次の図のとおりです。

図 潜在的な家庭類型結果

母親 タイプA 2.6%		1. フルタイム就労		3. パートタイム就労		5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		2. 育休・介護休業中		4. 育休・介護休業中		
父親 1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		120時間以上		64時間以上120時間未満		タイプD 40.4%
		64時間未満		64時間未満		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中		120時間以上		64時間以上120時間未満		タイプD 40.4%
		64時間以上		64時間未満		
		64時間未満		64時間未満		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		タイプD 40.4%		タイプF 0.2%		

- ① は、就労時間が、月120時間以上で、保育認定の「標準時間」認定を受ける区分
- ② は、就労時間が、月64時間以上120時間未満で、保育認定の「短時間」認定を受ける区分
- ③ は、就労時間が、月64時間未満で、保育認定なしの区分

(2) 小学校就学子どもの潜在的な家庭類型の算出結果

本市のニーズ調査に基づき、潜在的なニーズであるパートタイムからフルタイムへの意向及び無業からパートタイムへの意向を反映させた「潜在的な家庭類型の結果」は、次の図のとおりです。

なお、保護者の就労時間は未就学子どもの分類を基本に分類しています。

図 潜在的な家庭類型結果（小学校就学子ども）

母親 タイプA 5.6%		1. フルタイム就労		3. パートタイム就労		5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		2. 育休・介護休業中		4. 育休・介護休業中		
父親 1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		64時間以上		64時間未満		タイプD 29.0%
		64時間未満		64時間未満		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中		120時間以上		64時間以上120時間未満		タイプD 29.0%
		64時間以上		64時間未満		
		64時間未満		64時間未満		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		タイプD 29.0%		タイプF 0.3%		

5 量の見込みの算出方法

手引きによる基本的な「量の見込み」の方法

